

- イ 病傷慰問
- ロ 退職者慰問
- ハ 慶弔儀禮
- ニ 家族慰問
- ホ 失業救済

新任理事会一任

実行方法

二 労働ブローカー撲滅の件 提出 京梅田支部

主文

國粋労働組合、愛国共同会、労働天和会等の名によつて純真なる労働者を誑かし、之を資本家に賣渡して私腹を肥す、所謂労働ブローカーは健全なる労働組合の発展を阻害するものと甚し、我等は之が徹底的撲滅を期す。

理由

我等の運動は怨へざる苦難の途である。最近の如き見せかけ景気の下に於てはそれが特に甚だしい。現制度必然の産物である産業豫備軍としての失業労働者は止む時もなく増大して今や全国に三百万を數へてゐる。この失業者に就ては速かに國家が失業保険、職業紹介等の救済方法を構すべきであるに拘らず、日本の政府は何一つ手をつけてゐない。この産に乘じて

前記の如き労働ブローカーは失業者に職を與へるといふ美名の下に、悪資本家と結んで私腹を肥すを此仕事としてゐる。

例へば紹介料は要らぬと高給を支給するとかまつて失業者を釣り、その裏面で下層代食費を称してその賃金の大部分を捲き上げる如き悪辣極まる行爲をしてゐる。その結果我等の労働賃金はさなきだに低下せしめられるのである。

我等は最低生活権を確保する上にも、健全なる労働組合の発展を期する上にも、この労働ブローカーの徹底的撲滅の爲に精力的に闘はねばならない。

実行方法

新任理事会一任

三 解雇退職手當制定要求の件 提出 東天満支部

主文

本組合は解雇、退職手當を未だ制定せざる工場に対し、即時其の制定を要求すると共に既得の不合理なる解雇、退職手當を改正せしめ、進んで現行工場法を改正し解雇退職手當を之の如く規定するやう、本支部の主要運動として政府に要求すべし。

解雇手當

- 一 年未満労働者は日給の 日分
- 一 年以上二年未満は日給の 日分
- 二 年以上一年を増す毎に日給の 日分増